

公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長、久留米市会計管理者、久留米市教育委員会教育長及び久留米市議会議長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年6月18日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成27年度

部局名： 健康福祉部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>地域社会の中で、人が個人としての日常生活を全うしようとするとき、「医療」、「介護」、「生活支援」などの福祉サービスのあり方は最重要課題である。それらのサービスを提供するため、今「地域包括ケアシステム」の構築が求められている。しかし、高齢化と人口減少が同時進行し、財政状況が厳しい中、この「システム」は行政の手だけによって市民に届けられるものではなく、市民等と行政とによって、地域社会を組み立て直す取組を行うことの中で構築しうるものといえる。</p> <p>市は、行政サービス提供の限界を示した上で、事業者や活動団体等からの提言も受けとめつつ、市民や各種団体・組織等との連携・協働・活用方法を模索して、より望ましい選択肢をまとめ上げる必要がある。複雑な条件の中、多くの困難や障壁も想像されるが、どのような手段を採れば、どのような地域社会の構築を市民等と行政が選ぶこととなるのか、できるだけ明確に示し、共に実行に移せるよう、当部を中心とした本市の取組に期待したい。</p>	<p>少子高齢化や人口減少が進行していく中で、今後、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯や、認知症高齢者など、生活のあらゆる場面で支援を必要とする高齢者の一層の増加など、社会的課題が更に深刻化していくことが予想されます。これらの課題の解決には、市民一人ひとりの自助の取り組み、行政による公助の充実だけでは限界があることから、自助、共助、公助の適切な役割分担により、ともに支え合う共助の仕組みや、高齢者の皆様が意欲を持ち、自分の能力に応じて活躍できる地域社会づくり、誰もが生活しやすい生活環境づくりが不可欠であると考えております。</p> <p>このようなことから、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年を見据え、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを、地域コミュニティをはじめ、医師会や久留米市社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、関係機関や団体等の多様な主体との連携・協働のもと進めている状況です。</p> <p>また、我が国の社会保障制度の持続性や安定性の確保が課題となっている中、国では「地域共生社会」の実現を掲げ改革を進めることとされており、今後も法制度の改正等が続いていくことも想定されます。</p> <p>このため、まずは行政が、そのような動向や地域の実態をしっかりと踏まえた上で、市民にとってより望ましい選択肢について、市民や地域コミュニティあるいは関係機関や団体等との協議や検討を通して、しっかりと共有化し、事業実施に向けて協働していくことが大きな課題であると認識しております。</p> <p>健康福祉部といたしましては、このような認識のもと、部内はもとより庁内関係部局、あるいは、地域コミュニティや関係機関・団体等との連携・協働を図りながら、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>